キャリア形成促進助成金　制度導入コース（制度導入・適用計画届）チェックリスト　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名：

〈各コースに共通として必要となる書類〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2810埼玉労働局

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ご提出いただく書類・確認事項 | | 事業所  ﾁｪｯｸ | HW  ﾁｪｯｸ |
| 1 | 「キャリア形成促進助成金　制度導入コース （制度導入・適用計画届）」（制度導入様式1号） | |  |  |
|  | □　事業主印等の押印・捨印はあるか。  □　１欄から14欄に記入漏れはないか。  　　※5欄はアルファベットで記入して下さい。  □　6欄、7欄について、計画届提出時点の資本の額や企業全体の常時雇用する労働者数を記載しているか。  □　9欄について、職業能力開発推進者（※１）が選任されているか。  □　10欄：制度導入・適用計画（※２）期間が設定されているか。  □　11欄：事業内職業能力開発計画（※３）は策定されているか。 |  |  |
| 2 | 資本の額または出資の総額、企業全体の常時雇用する労働者数が分かる書類  　・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し  　・会社案内、パンフレット等の写し | |  |  |
| ３ | 事業所確認票（制度導入様式第3号）  ※雇用保険適用事業所番号が同じ場合であっても事業所毎に記入して下さい。 | |  |  |
| ４ | 主たる事業所と従たる事業所を確認できる公的書類（登記事項証明書などの写し） | |  |  |
| 5 | 就業規則又は労働協約（制度を規定する前のものの写し及び制度を規定した後の案） | |  |  |

◆教育訓練制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６ | 職業能力体系図（制度導入様式第4号） |  |  |
| 教育訓練実施計画書（制度導入様式第5号） |  |  |
| 訓練カリキュラム |  |  |
| 評価項目を記載したジョブ・カード様式３－３－４（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート） |  |  |

◆職業能力評価制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ７ | 職業能力体系図（制度導入様式4号） |  |  |
| 職業能力評価項目個票（制度導入様式第６号） |  |  |
| 職業能力評価実施計画書（制度導入様式第7号） |  |  |
| 評価項目を記載したジョブ・カード様式３－3－１－２（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート） |  |  |

◆セルフ・キャリアドック制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ８ | セルフ・キャリアドック実施計画書（制度導入様式第8号） |  |  |
| キャリアコンサルティング実施者の資格を確認できる書類（能開法30条の20に規定する「キャリアコンサルタント登録証」の写し）  ※旧標準レベルキャリア・コンサルタント等であってジョブ・カード作成アドバイザーである者（平成28年9月30日までの経過措置）は、キャリアコンサルティング技能検定合格証書など及びジョブ・カード作成アドバイザー証の写し |  |  |

◆技能検定合格報奨金制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ９ | 技能検定実施計画書（制度様式第9号） |  |  |

◆教育訓練休暇等制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 10 | 教育訓練休暇等実施計画書（制度導入様式第10号） |  |  |

◆社内検定制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 11 | 社内検定実施計画書（制度導入様式第11号） |  |  |
| 委員会の検討体制がわかる書類 |  |  |

※１「職業能力開発推進者」とは、当該事業所において事業内職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務を行うとともに、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に関する相談・指導等の業務を行う者をいいます。職業能力開発推進者を新たに選任又は変更した場合は、埼玉県職業能力開発協会に届出をお願いします（別紙１参照）。

※２「制度導入・適用計画期間」とは、事業主が人材育成制度を導入し、労働者に適用するためであって3年以内で定める計画。

※３「事業内職業能力開発計画」は事業主が雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行うために作成いただく計画で、キャリア形成促進助成金を受給するためには作成していることが必要です。作成方法等の詳細は、中央職業能力開発協会のホームページをご覧ください。

※４　詳細を「キャリア形成促進助成金のご案内」パンフレットにてご案内しておりますので、ご確認ください。

＜パンフレット掲載ホームページ（埼玉労働局ホームページ内）＞